

兵ト発第 242号

公告第 456号

公 告

兵庫トヨタ自動車健康保険組合規約第51条の一部変更について、下記の通り平成24年2月17日付で認可申請中のところ、平成24年3月9日付で認可を受けたので公告する。

平成24年3月12日

兵庫トヨタ自動車健康保険組合
理事長 瀧川博司

記

新旧条文对照表

| 新条文 | 旧条文 |
|---|---|
| (公告の方法) 第51条 この組合において公告しなければならない事項は、 <u>この組合の会報及びホームページ</u> に掲載する。 | (公告の方法) 第51条 この組合において公告しなければならない事項は、 <u>この組合の会報</u> に掲載する。 |

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。